

# みらい平配水場が完成

## 水道の安定供給を開始

このほど、みらい平地区へ水道水を供給するための「みらい平配水場」が完成し、5月27日、片庭市長はじめ関係者約30人が出席し、竣工式が行われました。

この配水場は、平成23年12月に着工し、今年3月末に竣工、4月からみらい平地区の一部区域4000人以上の方に配水を開始しています。建設費用は、約11億円で、3分の1は国の補助、3分の2は茨城県の負担金でまかなわれています。

この施設の大きな特徴は、大地震にも対応できる耐震性と、震災時にも飲料水と消防用水の



▷配水池の前でテープカットを行う片庭市長（中央）と関係者の皆さん

最低限の備蓄が可能な構造となつています。震災時には、市民約5万人の3日分の飲料水（500m<sup>3</sup>）が確保できます。竣工式で片庭市長は「この最

## 災害時の緊急救援物資輸送体制を確保

市では、大規模な災害時に、食糧・生活必需品・衣料品・防災資機材などの緊急救援物資輸送体制を確保するため、茨城県トラック協会常総支部（高塚孝一支部長）と「災害時の緊急救援物資輸送に関する協定書」を締結しました。

市長は調印式で「茨城県トラック協会常総支部様と本協定



▷協定書を調印した平田三郎副支部長（左）と片庭市長（右）

新式の配水場の完成により、みらい平地区のまちづくりにも弾みがつくものと期待しています。また、災害時には、市全体のライフラインの一端を担うことも可能となり、大変喜ばしいことであると思つています」とあいさつしました。

を取り交わすことは、社会の安心・安全を守る立場として、誠に心強く、また、大変嬉しい限りです」とあいさつしました。

取手地方広域下水道組合では、市民の組合行政参加の促進と開かれた組合行政の実現に資することを目的として「取手地方広域下水道組合情報公開条例」を、また、公正で信頼される組合行政を推進し、個人の基本的な権利を擁護することを目的として「取手地方広域下水道組合個人情報保護条例」を制定しています。

## 取手地方広域下水道組合情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

24年度の実施状況を公表します。

### ○情報公開制度

請求件数1件のうち、部分公開を決定したものが1件でした。

### ○個人情報保護制度

個人情報の開示請求はありませんでした。

## つくばみらい市情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

表します。

### ○情報公開制度

◆決定状況  
つくばみらい市情報公開条例に基づく、公開請求に関する決定状況は次のとおりです。

公開請求件数5件のうち、公開・部分公開を決定したものが5件、非公開が0件という状況でした。

公開結果	件数
公開	1
部分公開	4
非公開	0
合計	5

### ◆請求先の内訳

市長部局あてが4件（政策秘書課1件、生活環境課2件、都市計画課1件）、農業委員会あてが1件という状況でした。

### ○個人情報保護制度

つくばみらい市個人情報保護条例に基づく、開示請求に関する決定状況は、市長部局（市民窓口課）あての開示請求件数1件に対して、不存在の決定という状況でした。

問 取手地方広域下水道組合  
総務課 ☎0297・74  
4125

問 伊奈庁舎総務課 ☎58  
2111（内線1214）